

東吉野村への寄附の手続き (その2)

Ⅲ 寄附の証明書のお受け取り

☆確定申告に必要な領収済証明書のお受け取り

- ・ 寄附金の入金確認後に、確定申告等において税制上の優遇を受ける場合に必要な寄附金の領収を証明する書類を送付します。
- ・ 証明書の再発行はいたしませんので、紛失されないよう大切に保管してください。

※ ご注意ください!!

- ・ 寄附は、皆様の意志に基づくものであり、決して寄附を強要するものではありません。
- ・ 「寄附金の払い込み」と称した寄付の強要や詐欺行為には、十分にご注意ください。
- ・ 東吉野村では、寄附金の振込口座を電話でお伝えすることはございません。
ご不明な点がございましたら、お気軽に下記のお問い合わせ先まで

特産品の贈呈

ご寄附いただいた方には、寄附の金額に応じて村の特産品を贈呈します。

特産品は、季節によって内容が変わります。

特産品の贈呈は、お一人様1年につき1回限りとさせていただきます。

〈 参 考 〉

東吉野村条例第1号

ふるさと東吉野応援基金条例

(設置)

第1条 ふるさと東吉野村を応援するための寄附金を財源として、林業の振興、観光の振興、文化歴史の継承、自然環境の保全及び新エネルギーの導入等を図るため、ふるさと東吉野応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

寄附の申込み (お問い合わせ)

〒633-2492

奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地

東吉野村役場 総務企画課 企画財政グループ

税務保険課 税務グループ

電話番号 0746-42-0441 (代)

FAX番号 0746-42-0446

E-mail soumukikaku@vill.higashiyoshino.lg.jp

zeimuhoken@vill.higashiyoshino.lg.jp